

# 重点方針専門調査会（第9回）

## 議 事 録

内閣府男女共同参画局総務課

## 重点方針専門調査会（第9回） 議 事 次 第

日 時 平成29年5月12日（金）10:00～11:48

場 所 合同庁舎8号館6階623会議室

1．開 会

2．議 事

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項案について

3．閉 会

佐藤会長 おくれている議員、委員の先生がいらっしゃいますが、定刻を少し過ぎましたので、ただいまから第9回「重点方針専門調査会」を始めさせていただきます。

カメラ撮りがある場合はここまでということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

岡田総務課長 本日、議事次第がございまして、その後、資料1-1、横長の資料でございます。資料1-2、縦長の資料でございます。資料2は、今までの御議論をまとめさせていただいた「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」という数枚の紙でございます。

なお、これまでの重点調査会の資料は全てファイルに入っておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤会長 資料はよろしいでしょうか。なければ、途中であれば、言っていただければと思います。

それでは、議事に入りますけれども、きょうは、これまでの専門調査会での議論を踏まえて、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（案）について御意見を伺うことになると思います。

ただ、その前に、各種国家資格や国家公務員、地方公務員における旧姓使用について、現状どうなっているか調べていただいて、整理していただいておりますので、本題に入る前に、それについて事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

野澤調査官 男女局の調査課で調査官をしております野澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日、資料1-1と資料1-2で御説明させていただきます。

まず、資料1-1ですが、これは「各種国家資格における旧姓使用の状況について」というタイトルがついてございます。去年の2016の中で、各種国家資格制度における旧姓使用の現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進めると書いてございます。関係各省と調整いたしまして、現状、旧姓が使えるかどうかをまとめましたので、簡単に御報告させていただきます。

まず、資料1-1ですが、資料は2部構成になっておりまして、1ページから4ページが現状の、今どういう状況かということをもとめたものになってございます。

5ページから6ページが、平成13年当時に男女共同参画会議基本問題専門調査会でまとめられたものになっております。平成13年当時から特に情報がアップデートされておりませんでしたので、我々のほうで現状を調べまして、アップデートしたところでございます。平成13年当時ですが、弁護士と司法書士のみマル、旧姓が使用できるということになっておりまして、それ以外の資格、公認会計士とか税理士、医師とかは旧姓が使えないという整理になってございました。

こちらが現状、どうなっているかということなのですが、2ページ目をご覧ください。ただればと思うのですが、マル・バツというのはなかなか一概に言えない点もございますので、文章で書いてございます。まず、弁護士、司法書士、これは既に平成13年当時から使えるものでございましたが、こちらは弁護士の場合、日本弁護士連合会とかで旧姓を使用することができるという規定になってございまして、職能団体のほうで独自に使用できるような仕組みになってございます。司法書士とか公認会計士、税理士、建築士は同じような仕組みでございます。教員ですが、旧姓の使用は制度上は担保されていないのですが、免許の書きかえを行わないということで、旧姓のまま免許を使える状況になってございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目ですが、こちらは医師、薬剤師、保健師・助産師・看護師、理容師・美容師、それから管理栄養士・栄養士、調理師、ここまで全て厚生労働省の資格でございまして、同じ法律構成になってございまして、こちら旧姓の使用は、制度上の担保はされていないところなのですが、こちら免許の書きかえを行わないということで旧姓が使用できることになってございます。特に理容師・美容師とか管理栄養士・栄養士、調理師ですが、こちらは業務独占ではなくて名称独占ということもございまして、各種業界団体などに話を伺いますと、皆さんそれぞれの事業主とか職場の環境によって、特に戸籍名でないとか、免許を書きかえてくださいとか、そのような仕組みになっていなくて、それぞれの事業主のお考えによっても違うのだと。かなり自由に皆さん旧姓を使っているということがわかったところでございます。

最後、保育士と介護福祉士でございまして、こちらは、お名前が変わったら免許を書きかえてくださいという法律上の仕組みになってございます。他方で、こちら各種、園長とか保育士の団体に我々のほうでお話を伺ったのですが、例えば保育士で言えば、お名前をファーストネームにするとか、かなりここは割とお名前の使用は自由にやっています。ですので、特に免許が戸籍名だから必ず園で使うお名前も戸籍名にしてくれと、そのような仕組みにはなっていないところでもございました。

介護福祉士も同じで、こちら利用者さん、高齢者の方とか、急にお名前が変わると非常に覚えていただきにくくなるという状況もございまして、こちらかなり御本人のお考えとか施設長のお考えとか、そういったところで割と自由にお名前の使用はできているところでもございます。ですので、今、我々のほうで調べました14の国家資格でございまして、いずれも非常に自由に、お名前の使用は特に戸籍名に限らず使われていることがわかったところでございます。

もう一つ、資料1-2「国家公務員・地方公務員の旧姓使用の状況について」でございまして。こちら去年の2016で、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう、地方公共団体に働きかけるというような文言が入っていたところでございます。

国家公務員のほうですが、御承知のとおり、平成13年7月11日に各省庁人事担当課長申し合わせで、職場での呼称、座席表、職員録、電話番号表、原稿執筆、人事異動通知書、

出勤簿、休暇簿の8項目について、職員から旧姓使用の申し出があった場合に、旧姓の記載を行うこととするほか、当該8項目以外の項目についても、職員から旧姓使用の申し出があった場合に、各省庁の人事担当課長とかが判断をして、旧姓が使用できる範囲を決めるという規定になってございます。こちらは今、各省庁に話を聞いたところ、この8項目に限らず、かなり幅広く皆さん旧姓を使っている。例えば我々が調べたところだと、名刺とかメールアドレス、人事異動に関する官報通知、官報記載とか、決裁とか、研究成果の発表、こういったところで皆さん、旧姓使用ができています。ですので、通常、我々が仕事をする範囲においては、旧姓使用というのが非常に幅広く認められていることがわかったところでございます。

地方公務員のほうですが、これは平成13年当時にも総務省から各地方公共団体に対して、国のほうでこう決まったので、地方も皆さん、旧姓を使いたい方は使えるようにという通知を出したところでございますが、ことしの3月30日にも重ねて総務省から各地方公共団体宛てに通知を出しまして、旧姓使用に関する規定の明文化とか、職員への周知の充実とか、そういったことをやるようにという事務連絡を出したところでございます。

地方公共団体のほうですが、総務省に聞きますと、都道府県、政令指定都市は全て、旧姓を使いたい人は使えるような状況になっているところでございます。他方で、小さい地方公共団体などですと、まだ使えないところもございまして、総務省から通知を出して、事務連絡を出して、使いたい方は使えるようにという周知を図ったところでございます。

以上です。

佐藤会長 各種国家資格や国家公務員、地方公務員における旧姓使用の現状について調べていただいたわけですが、御質問なり御意見があれば。

これは確認なのですが、例えば薬剤師が旧姓の免許証をそのまま使えるということなのだけれども、結婚してから資格を取った場合はどうなるのですか。

野澤調査官 そちらは戸籍名になります。

佐藤会長 そうだね。つまり、いろいろな勉強をしてから結婚するような単線的なキャリアを前提としていればいいのだけれども、そうではなくなってきていますね。ですから、これでいいのかというのは、ちょっとややね。その辺、実際にそうですね。結婚してから、例えば理容師の資格を取ると、だめなのだね。

野澤調査官 それはだめです。

佐藤会長 だから、その辺はテークノートしておいてもらっていいかな。

野澤調査官 次のステップとして、また考えていく必要があるのかなと思っております。

佐藤会長 ほかはいかがですか。

辻村議員、どうぞ。

辻村議員 本日は、国家資格制度について御報告いただいたということですが、2016には、その前に通称使用の実態と書いてありますね。全体としての通称使用の実態というのは、またきょうの報告結果などを踏まえてトータルに何か調査結果のようなものが

出てくると考えてよろしいのでしょうか。

野澤調査官 こちらも委託調査で、旧姓使用の実態というのを今調査しておりまして、近くまとめることができると思いますので、また改めて何らかの形で御報告させていただきます。

辻村議員 わかりました。訴訟がまだたくさんありまして、ほとんどの場合が、国公私立の大学などで取り扱いがそれぞれ違っているということで裁判が起こっているわけですね。ですから、そのあたりの細かな実態を押さえる必要がある。

それから、私の身近なところでは、学会の会員なども公務員扱いだということで、辞令は戸籍名で、これも本当におかしな制度ですけれども、辞令交付式の座席も私は「つ」ではなくて、横山の「よ」というところに座らせて、それで、ほかの人が、あなたは誰ですかみたいな感じにんっていましたが、学会が一番問題になるのですね。論文執筆の成果で会員になっているにもかかわらず、学会の辞令書が全部、それとは違う戸籍名で来ている。ここを一番直さなければいけないということをずっと会員のときに力説してきたつもりだったのですが、改善されているのかどうかということです。どの程度まで改善されたか。通称使用は認められていますが、公式のところではどうなっているか。そのあたりもかなり重要だと思いますので、この実態調査の中に入れていただければと思います。

佐藤会長 白河委員、どうぞ。

白河委員 質問というわけではないのですが、経営者とかはどうなっているのかなと思って、結構、女性が経営者で、結婚して名前が変わると経営の全ての届け出を変えなくてはいけなくて、お金がかかるので事実婚にしていますとか、そういう話を割と聞いたりするのです。なので、そういった経営分野の届け出に関しても、最近、そういう人もふえてきたので、何かあるのかなと思ったのです。

野澤調査官 商業登記のほうは、今、通称、旧姓というのは括弧書きで書けるようになってございまして、正式にはきちんと戸籍名に変えていただく必要があるのですが、旧姓が括弧書きで書ける状態になっております。

白河委員 わかりました。

あと、男性で最近、奥さんのほうに名字をそろえみたいなの結構ふえているので、今、これは割と女性が変わることが前提になっているのですが、男性でいろいろ苦労をしていらっしゃる方も多分いると思うので、その声もちょっと拾ってあげたらいいのかなと思いました。

佐藤会長 ほかにいかがですか。

辻村議員 拾ってあげたらというのではなくて、これは当然の彼らの権利として、ですね。特に先ほど言いました学会では、男性が氏を変えている場合、女性を変えている場合よりも被害が大きいと認識しておりますので、よろしくお願いします。

佐藤会長 いいですか。

種部委員、どうぞ。

種部委員 自分の分野のローカルなところですけども、医師免許証は変えなくてもいい。今からもとに戻してはいけないということなのだと思うのですが。

野澤調査官 戻すことはできません。

種部委員 できないわけですね。それならそれでいいのですけれども、もし、医師免許証は旧姓のまま変えなかったとしても、医師が仕事をする場合に、例えば麻薬を出すための麻薬施用者の免許があったりとか、保険医の登録があったりしますね。麻薬の免許を取るときは、毎年、健康診断を受けて、そこに今の現実の名前で診断を受けた上でないと麻薬の免許をもらえません。そうすると、医師免許証の名前と違う免許証になってしまうのです。そういうことがあるので、実際に付随して運用する場合においては、どう考えても不都合だと思います。ですので、旧姓ではなくて、根本的に別氏であってもという形をとれる形にしないと、運用ができないのではないかと思います。

野澤調査官 保険医の登録票は、医師免許が旧姓であれば、保険医の登録票も旧姓で取れることになっております。ただ、麻薬のところはおっしゃるとおりなのかもしれないので、済みませんが、厚労省のほうにも状況を伝えるようにいたします。

佐藤会長 運用上、なかなかわかりにくいところがある。

室伏議員、どうぞ。

室伏議員 今、皆様の議論を伺っていて、また、先ほどの佐藤会長のお話を伺って、疑問に思ったのですけれども、結婚してから何か資格を取って、その後離婚した場合には、登録票などの姓は変更手続きが必要なのでしょうか。基本的な疑問なのですけれども、どうなっているのか、お教えてください。

野澤調査官 離婚された場合、婚姻時の氏をそのまま使い続ける方もいらっしゃいますね。もとに戻される方もいらっしゃる。もとに戻される場合は、例えばお医者さんであれば、戸籍名と医師免許証のお名前はずれてくるかと思います。

室伏議員 わかりました。では、そこは自由にできるわけですね。

野澤調査官 はい。

佐藤会長 いいですか。

どうぞ。

渡辺委員 先ほど御説明で、保育士や介護福祉士の場合に、施設長や園長の判断でできるということでしたが、全ての施設長が大変理解のある方なら問題ないのですけれども、そこで人によって変わるというのは非常に問題ではないかと思います。そこはどこでも同じようになるよう、施設長次第とならないような工夫が必要だと思います。

野澤調査官 そこは介護福祉士法とか、それぞれ法令上、変えてくれということになっているので、今の制度上だと変えないといけないことになっております。我々が聞いた園長の団体とか、そういうところだと、皆さん割と自由にやっています。お子さんとか高齢者が対象なので、特に保育園などの場合だとファーストネームでお仕事をされ

ている方も非常に多いのだというお話は伺ってございます。

他方で、おっしゃるとおり、施設長とか園長のお考え次第というところはございますので、その辺は我々のほうで、使いたい人は使えるようにということを、さらに推し進めていかないといけないのかなと思っているところでございます。

佐藤会長 私は先ほど資格を取るときとお話ししたのですけれども、例えば医師でも、大学は旧姓のままで文科省だと入学して、学位記なども旧姓でいいみたいなのです。だから、受験のときだと、また変な話、連続して見たときにうまくつながっていないところが結構あるので、それは見ていただければと思います。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、これから、別紙2にある重点取組事項（案）について御議論いただきます。

重点取組事項（案）のうち、あけていただくと、5ページから6ページの女性に対する暴力に関する部分につきましては、女性に対する暴力に関する専門調査会で御検討いただいたものがここに入っているということですので、最初に、その専門調査会の会長の辻村さんから御報告いただければと思います。

辻村議員 それでは、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する部分について、御説明申し上げます。5ページの のところでございます。

こちらでは、私どもが今、検討している女性の活躍なのですけれども、この女性の活躍というものが、そもそもその根底に、女性が安全に安心して暮らせる環境がなければならぬということで、女性の活躍の前提となる基本的な課題であるという書きぶりになってございます。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を強力に進めていかなければならないということでございます。

また、女性の健康は、女性が活躍する上での基盤であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性の健康の向上のための取組を進めるべきであるということで、安全・安心のところは、暴力と健康、リプロダクティブ・ライツ系が一緒に入っているという構成になっております。私は主に1の暴力のことについて報告させていただきます。

専門調査会では、さまざまな観点から調査審議を行っておりますけれども、とりわけこの重点取組事項に関連いたしまして、4月に2度、専門調査会を開催いたしました。その際に、内閣府、警察庁、厚生労働省等の関係府省庁から、基本計画や昨年の重点方針等に基づく、これまでの取組についてヒアリングを行いました。その上で各委員の皆様からの御意見を踏まえ、本日、取りまとめたものでございます。

来年に向けて、重点的に取り組むべき柱として5つの項目を立てております。従来よりふえております。これまでは4つ、性犯罪への対策、ストーカーの問題、DVの問題というところが中心であったわけですが、今回は、若年層を対象とした性的な暴力の根絶ということが入っております。順番に見てまいります。

5ページの「1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」、性犯罪への対策の推進というこ

とですが、これは御承知のように、性犯罪の厳罰化等を内容とした刑法の改正案が国会に提出されております。その審議状況を見ながらということですが、本当はきょうに間に合うということを念頭に置いていたのですけれども、間に合わなかったということです。この審議状況を踏まえまして、必要な措置を実施するということがポイントになるかと思えます。

さらに、性犯罪・性暴力被害者のための行政が関与するワンストップ支援センターの設置を促進してまいります。この文言については、実はこれまで、昨年の重点項目のところで、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターとなっております。現在でもなっております。ずっとそのまま読むと、行政が性犯罪・性暴力に関与するということに読めてしまうのです。これは文言としておかしいでしょうということで、今回、私のほうで、こちらの文書、これは参画会議が出す文書ですけれども、性犯罪・性暴力被害者のための行政が関与するワンストップ支援センター。支援センターに係るわけですけれども、そういう書きぶりに、こちらは改めていただいております。今後、ほかの文書でどうするかはまた御検討いただきたいと思います。それを促進するということです。

これにつきましては、第4次基本計画で平成32年までに各都道府県に最低1カ所設置するという目標を掲げております。ことし4月現在、47都道府県中38都道府県まで設置が進んでまいりました。これにつきましては、参画会議の席上、私が、ほぼ毎回、今、何カ所になりました、何都道府県になりましたというのを、数だけではなくて、どこがないかという県名を必ず羅列いたしまして、大臣の先生たちにもお渡しするという手法をとってまいりまして、現在ないところが着々と減ってきている次第でございます。

それから、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度については、これを拡充するということで、これは専門調査会の委員の皆様からも強い御希望といたしますか、御意見として出ておりますので、そのように盛り込んでおります。

柱の2つ目は、6ページの最初でございますが、若年層を対象とした性的な暴力の根絶でございます。これにつきましては、さまざまところで周知されていると思えますけれども、昨年度から、児童の性的搾取に関連する、特にアダルトビデオへの出演強要問題とJKビジネス問題について専門調査会で審議を続け、そして、報告書を出すということをしてまいりました。これを受けまして、本年4月に犯罪対策閣僚会議で「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」というものを決定いたしております。この基本計画に基づきまして、今後、必要な対策を総合的に推進してまいります。また、若年層への教育、学習の機会の充実や今後の効果的な相談・支援のあり方についての検討を行うべきであるという形で書かせていただいております。この4月にちょうど新学期になるということで、各学校で文科省のほうも御苦労いただきまして、いろいろな研修をすとか、児童生徒の皆さんに被害に遭わないような話をすとか、特に4月を強化月間として取組を続けていただきました。そして、5月以降ももちろん継続していただくということで、閣僚会議を中心に

この点は進めていただいております。

あとは我々としては、実際にはやはり教育現場、学習の現場で口コミで広がっているということが現状のようですので、これに対してどのように対処していくかということは今後も監視していきたいと考えております。

その内容につきましては、実はまだ政府で今後の取組方針について検討を進めているところでございますので、この書きぶりについては、状況を踏まえながら最終的に記載したいということでございます。ですから、学習、教育、それから相談・支援のあり方、このあたりをしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

その次が柱の3つ目、ストーカー事案への対策の推進でございますが、これも近年、被害が非常に深刻化しておりまして、早急な対策が必要とされております。ストーカー総合対策というものがございまして、それに基づく取組を実施してまいります。ストーカー情報管理業務や配偶者暴力情報管理業務を充実・強化すべきであると考えております。ストーカー事案の根絶のためにも、さらに、ストーカー加害者更生に関する取組もこれから実施していかなければならないと考えておりますので、この点を盛り込んでおります。

4番目が、配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実でございます。これはいわゆるDV防止法のフォローアップをこれまでも、これからもずっとやっているわけでありましてけれども、これまでと同様、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の促進です。配偶者等からの暴力の被害者への支援体制をまず充実しますということです。それから、個々の被害者、子供を含む場合が多いのですけれども、その保護、支援をより適切に行うために、関係機関相互の連携の強化に取り組むということでございます。この点は、いつも専門調査会で警察庁の方のヒアリングのときに議論になりますが、被害が各都道府県にわたっていて、犯人がいろいろ移動するということで、縦割りではなかなかついていけないということで、早くネットワーク化して、情報を共有して、全国どこでも同じように対応できるようにということをお願いしてまいっているところでございますので、関係機関相互の連携の強化に取り組むというところを強調させていただいております。

それから、ストーカーと同じですけれども、やはり被害があってから追いかける、後手に回るということに終始しておりますので、加害者に対する対応です。加害者更生に向けた取組を具体化していかなければならないと考えております。

また、どういう機関、センターなどを使って救済するかというところにつきましては、婦人保護事業というのは御承知だと思いますけれども、売春防止法からの歴史的な名前でございますが、婦人保護事業という名前がまだ残っております。その機関を使ってするのだということになっているのですが、現時点では、旧来のセックスワーカーを対象としたような保護事業とは内容がどんどん違ってきておりますので、法令上の文言も含めて、婦人保護事業というものについて再検討の必要があるという意見が専門調査会で繰り返し出ております。

ただ、これは確固とした法律がありますので、なかなかそれを勝手に変更することはで

きないということで、この言葉が残っておりますけれども、実際にやっているのは、女性センターであったり、婦人保護相談所とかそういう名前を使っているところは余りないと思いますので、実態に応じて見直していきたいと考えております。

さらに、DV法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が2013年、平成25年に改正されておりました、共同生活をともにするカップルの間にも適用になるということになってございます。その後の施行状況についてはフォローアップが必要でございまして、これについて調査をしております。配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態等を把握し、今後の対策のあり方について検討すべきであるとして書いております。特に今日では、共同生活をともにするカップルまで広がったのですけれども、共同生活をともにしないカップルまで広げるか。これがいわゆるデートDVの問題なのですが、これはかなり制度の根幹にかかわる問題でございまして、この法律自体が配偶者等と書いてあるように、やはりある程度、配偶者関係という身分を前提とした関係に適用される法律としてできてまいりましたので、実態はデートDVが多いからといって、これを共同生活もなく、婚姻意思もなく、ただデートしているカップルに広げていくかということ、法律論的にはこれは相当無理がある話です。ただ、実態はデートDVがふえているので、これを何とかしなければいけないという議論が多いので、その整合性をどのように保つか。これはまさに法律論ですので、しっかり議論をしていかなければいけないと考えております。

最後の柱でございますが、女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくりについてでございます。これはまさに暴力の多様化に応じたと書いてあるのですけれども、ストーカー規制法でも、メールだったらメール、LINEだったらLINE、SNSというように媒体がどんどん進化しております、法律がそれに合わせて後から追いかけているというのが実態でございますので、なるべく早い段階で暴力の多様化に応じた対応をする必要があるということで、絶えず的確な実態把握をしなければいけないということです。

それから、さまざまな状況に置かれた被害者に必要な情報が届くようにするための効果的な広報・啓発を充実すること。これは専門調査会でいつも問題になっているのですけれども、ストーカー規制法が変わりましたね。SNSも入りましたね。DV法も変わりましたね。共同生活が入りましたね。どうやって知らせているのですか。若い人たちが本当にみんなそれを知っているかということ、いろいろ質問しますと、ホームページに書いてございますという答えがいつも出てくるのですが、その人たちが、内閣府の男女局のホームページをわざわざ探して、それを見つけて知るということでは、ちょっと現実味がありませんので、どうやって広報するのがいいのか。TVコマーシャルを流すということではないと思っておりますけれども、非常に効果的な広報活動、啓発活動の手段が必要だろうと考えております。

それから、ここに諸機関、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を初めとした各機関の職務関係者に対する研修等の充実を図るべきであるということ盛り込んでおります。これもいつも調査会で、実際にこれらの関係者がどのくらいの研修を受けて、どのくらいの知識を持って対応されているのかということが問題になりまし

て、ヒアリングをやっていまして、年に何回やりましたという答えをいただいても、こちらのほうで、それで十分なのかとか、どこまでやれば十分かということがなかなか判断できませんので、先日も法務省に、全体を見渡して、検察でやっている研修が十分かどうかというのは、法務省のほうで例えば一回総括をされるといいですか、検証するシステムをつくらないと、やっています、やっていますというだけだと、何をやっているかということも含めて足りないのではないかというお話をしたところでございますので、そのような趣旨で研修の充実というのを書かせていただいております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

佐藤会長 どうもありがとうございました。

この重点事項、取組事項のうち、女性に関する暴力の部分は、専門調査会に議論をお願いしていたということですので、ここに入れる部分はこれで御了解いただければと思います。ただし、何か御質問があれば何うということ、ここはどういうことなのかという御意見を伺うことはできます。まだ時間は平気なのですね。

では、今のところは、これで取りまとめにしたいのですけれども、御質問なり御意見は伺いたいと思いますが、何かあれば。

どうぞ。

室伏議員 いろいろと議論していただいて、ここに取り込んだことは特に意見はございません。ただ、「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」の中で1と2と3のバランスが非常に悪いというのが気になっておりますので、その辺はぜひ。

佐藤会長 済みません。全体の議論はこの後にやります。今は、辻村委員に御説明いただいた暴力のところを。そういう意味ですか。この中の1と2のバランスということ。

室伏議員 はい。1と2と3で、2と3が本当にお刺身のつまみたいな感じですので、その辺のバランスを考えていただきたいと思っています。

佐藤会長 そういう意味ですね。わかりました。それはまたほかの議論のときに。趣旨はわかりました。どうも済みません。

白河委員、どうぞ。

白河委員 先生、1個質問と、あとは提案なのですけれども、若年層を対象とした性的な暴力の根絶、これは変な言い方をすると、男の子も対象に入っているのかなと。

辻村議員 入っています。

白河委員 それは何歳までとかはあるのですか。

辻村議員 これも報告書を書きますときにいろいろ議論しましたけれども、18歳から25歳ぐらいの方たちがその被害者になっていることが多い。もうちょっと若年の場合もある。JKビジネスの場合ですと中学生とかがいます。何歳から何歳という形がとれませんから、若年層と曖昧にしている。

白河委員 曖昧なままでいいと思います。やはり最近、男児生徒の被害みたいなことがかなり問題になっていますし、オリンピックもありますので、本当にその辺はしっかりや

っていかないと難しい問題だなと。

あと、啓発に関してなのですけれども、最近本当にキャンパスのキャンパスレイブとかが本当に結構、昔からあって問題化してきたのかなという気はするのですが、大学とか高校で教育をやっているところもあるのですけれども、やっていないところも多くて、今、知り合いの女性たちが、同意の上の性関係というのを教えるみたいな活動をしていまして、嫌よ嫌よも嫌なのですみたいな、そういうことを運動でやっていらっやって、変な言い方ですけれども、そこから本当に教えなければいけないのだなというのを、その方たちの運動を見ていて思いました。大学に入ったときに大学の評判のリスクにもなりますので、そういうところで必ず全生徒にそういったことを教えたり、高校の時点でも、今は出張講座とかをやっているNPOも結構あるので、デートDVとかのことを教えたり、性教育を高校の時点からやるみたいなことが本当に必要になってきているのだなと現場を見ていて実感しますので、そういったこともぜひ。済みません。私はちょっとこの分野を不勉強で。

辻村議員 ありがとうございます。

御承知のように、最近、新聞などでも有名大学で準強姦の事件が後を絶たない。有罪になって、制裁は科されているかもしれませんが、そういう状況がかなり深刻化しているというか、普通にあること自体が問題ですので、これに対してはどうなのでしょうね。

白河委員 あと、大学のほうの対応が、ちょっと某私の母校に聞いたところ、結構警察任せというか、大学の対応が余り触れたくない的な感じのところが多くあるらしくて、私の母校に関しての話で済みませんが、そういうところも何かあるといいなと。

辻村議員 そうですね。最近のJKとAVについては、文科省から高校などにチラシをまいたりしてくださいということを4月の強化月間にしていただいたのです。それをJKとAVに限ることなく、性暴力の問題が多発しているということで、キャンパス内でもたくさん問題があるということで注意を喚起するようなことをやっていただくことは可能ですね。800ぐらい大学がありますけれども、そこに国公立を問わず授業をしていただくため、広い意味での広報・啓発というものをしていけたら。

佐藤会長 ただ、余りいろいろなものをふやすより、今、パウハラなどをやっていますでしょう。そういう意味では、どうコミュニケーションをとるかという話なので、余り細分化するよりは、そういう中も少し広目にやるということはあるかもわかりませんね。

辻村議員 そうですね。大学にも未成年者はおりますので、学生ですから、そういう形で、これから専門調査会では広報・啓発の仕方について重点的に考えていこうということになっておりますので、やっていきたいと思えます。ありがとうございました。また耳寄りなといいますか、何か情報をいただければありがたいです。

佐藤会長 では、堀江委員。

堀江委員 私も大学生に対してやっているのですが、すごく感じるのですけれども、性暴力という捉え方をしていなくて、そもそも彼との間で強要されたときにノーと言えないという、本当にコミュニケーションの部分でできていないというところが一番、全てのことに

結構通じているのですけれども、自己肯定感が低いとか、自分の意見を言えないとか、そういうところに実は通じてはいるのですが、そこが性暴力とかDVと言われてしまうと、自分とは関係ないとか、自分は別に愛されていると思ってしまって、結局見てもらえないとか、全然届けるべきところに届いていないということがすごくあるのです。

すごくここは難しい問題で、コミュニケーションの問題からのそういった性のところということなので、すごく難しいところではあるのですけれども、ザ・DVとか、ザ・性暴力と言ってしまうと、結局は届かないということが懸念されますので、コミュニケーションのところからの、多分、友達とのコミュニケーションとか、パートナーとのコミュニケーションというところの、もう少しライトな部分からやっていくことのほうが実質的には重要なかなと思っております。

辻村議員 ありがとうございます。

親密圏におけるコミュニケーションのあり方で、リベンジポルノがかなり深刻ですので、リベンジポルノのことなどは情報としてしっかり大学などにも伝えていくことが必要かと思えます。ありがとうございました。

佐藤会長 小山内委員、そこで最後にします。

小山内委員 デートDVも含めてなののですけれども、ドラマ等でデートDVをテーマにした番組などを見ているにもかかわらず、若者たちは、自分ごととして捉えていないと思いますので、ここの若年層への教育とか学習の機会は非常に重要なかなと思えます。それとともに、指導者の側も、本当に大学の先生とかからもよく御相談をいただいたりするのですが、高校の先生も含め、そういった知識がほとんどないのですね。そこをぜひ強化していただきたいと思えます。

それから、けさのニュースでやっていたのですが、例えばLINEとかで裸の写真を送ってくれというLINEを流して、それが悪質なものになった場合、罰則というのでしょうか。そういったことにまでつなげていくことを検討しているというようなニュースを拝見したのですが、やはり悪質なものに対しては、その辺、犯罪として取り締まっていくようなところにつなげていかないと、なかなかこれを絶ち切ることは難しいのではないかと感じておりますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

辻村議員 ありがとうございました。

専門調査会で今後も検討してまいります。

佐藤会長 それでは、最初に御説明しましたように、の1のところは専門調査会で御議論いただいているということですので、これで御了解いただければと思います。ただ、もちろん、皆さんから出た御意見は、これからの議論の中で取り入れていただければと思います。

それでは、女性に対する暴力に関する部分以外の重点取組事項の案について、事務局から御説明いただければと思います。

南参事官 ありがとうございます。総務課の南でございます。

前回の重点方針専門調査会で骨子をお示しいたしまして、今回、本文、それに肉づけをしたものということで、数日前になってしまったのですけれども、先生方には御送付を申し上げて、一部の先生からは既に御意見をいただいているのですけれども、非常に申しわけないのですが、その意見を調整したり検討したりということが間に合わず、反映できていないものもございます。それを前提に御説明させていただきます。

まず、前文のところですが、これは前回お示した骨子の部分に若干の肉づけをしたということでございます。第4次基本計画の策定、そして女活法の完全施行で新しい段階に入りましたということに加えて、前回、鈴木先生から、重点取組事項及び重点方針2017は、今後の予算編成ですとか、今後の取組についてまとめるものですので、フォローアップの結果を一つ一つ入れ込んでいくようなものではないにせよ、今、どういうことがなし遂げられているのかという現状認識でありますとか、そういったことも加えるべきではないかという御意見をいただいております。

そこで、女活法により、国や地方公共団体、大企業等は数値目標を掲げた事業主行動計画の策定・公表や情報開示が義務づけられて、施行後1年余りが経過し、女性活躍は大きなうねりになっている。進んでいますよという現状認識を加えております。

その上で、今後も、基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、関係府省間の連携を強化しつつ、さらに取組を加速させていく必要があるという認識のもとで、この3項目、こちらは骨子の段階でも入れ込んでおりましたけれども、働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進、各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組の促進、女性に対する暴力の根絶など、先ほど御説明いただきましたけれども、安全・安心な暮らしの実現といった項目を中心に、来年度予算等に反映することにより、重点的に進めるべき具体策について、男女共同参画社会基本法に基づいて取組を求めるというように前文を若干膨らませております。

大きな1つ目の柱ですが、**「あらゆる分野における女性の活躍」**というところの前文にも、ある程度考え方を記しております。まず、働き方改革というのは欠かせないことであることから、イの一番に入れておりますけれども、先般取りまとめられた働き方改革実行計画を踏まえて進めていくべきであるということ。

同時に、男性の意識改革です。男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会で出された報告書に基づいて進めていくべきである。

さらに、ここからは今後の取組として、女性活躍の流れを加速し、自律的な取組を推進するためのステップとして、各界各層における女活情報の「見える化」の徹底を進めるとともに、活用を促進させることが重要であり、さらに、地域における女性活躍を推進するために、交付金による支援の充実や効果的な活用の促進が求められるというように若干長目に記しております。

そして、1番としまして働き方改革、まさに実行計画で取りまとめられたもののうち、女性の活躍に資すると思われる代表的なものを書き記しております。まず、長時間労働

の是正です。こちらにつきましては、法改正も含めた時間外労働の上限規制の話です。それから、健康で働きやすい職場環境の整備。これは過労死防止等が含まれます。

そして、非正規雇用労働者の待遇改善。この非正規という言葉につきましては、前回の専門調査会で佐藤会長から、総理は非正規という言葉がなくしていくとおっしゃっているにもかかわらず、また、企業では非正規という言葉は使われていないにもかかわらず、政府の報告書、働き方実行計画も含めて、非正規という言葉を使っているというのは少し議論が必要なのではないかという御指摘を受けまして、検討しました。今の段階で、正規・非正規にかわるカテゴライズの仕方を新たに打ち出すのはなかなか難しいかと思えますけれども、ある程度イメージを明確にするために、実行計画上も、実は括弧書きで、どういった方々が対象になるのかというのを記していましたので、そちらを参考に「非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）」で、実行計画上はそこで切れていたのですけれども、正規・非正規の分類というのは複雑でございますので「等」をつけさせていただいて、これらに限られない、あるいはこの組み合わせによって正規・非正規が変わってくる場合もあるという意味で記しております。そして待遇改善をしていくということです。

また、その非正規労働者の正社員転換、同一労働同一賃金などの待遇改善、それから、最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備ということでございます。また、行政機関においても、非常勤職員の処遇改善を図っていくということでございます。

その次ですけれども、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進と題しまして、テレワークの国民運動化を通じた啓発、経営トップの意識改革によるテレワークの推進ということ。それから、育休の取得ですとか継続就業支援について。さらに、病気の治療と仕事の両立支援。それから、労働者のライフイベントに応じた配置、つまり転勤などを指すと思えますけれども、そうした取組を進めるべきである。加えて、育児等で離職した女性の個人の学び直し、リカレント教育など復職・再就職を支援するための取組の充実ということでございます。

その次ですけれども、ワーク・ライフ・バランスの推進としまして、各種調達を通じた取組、公共調達は去年も記しておりましたけれども、そうした取組を広げていくということ。それから、行政機関においても働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進する必要があるとしております。

2ですけれども、男性の暮らし方・意識の変革につきましては、先進的な取組事例の収集、情報提供の積極的な実施。そして、男性の育休の取得状況を「見える化」する取組。行政機関においても男性職員が育休をとったり、育児へ主体的な参画を図ることが求められているということ。あるいは、災害時の備えですとか育児の軽減という観点から、乳幼児用の液体ミルクの普及の実現に向けた取組も進めていく必要があると記しております。

また、男性が家事・育児を行う意義の啓発ですとか理解促進ということも必要でありまして、国民全体の機運醸成を図る取組が必要であります。あるいは、男性の配偶者の出産

直後の休暇を取得していくことも必要だということです。

3番ですけれども、あらゆる分野における女性の参画拡大につきましては、計画の順番に沿って、辻村先生からも御指摘をいただきましたけれども、政治分野、司法分野、行政分野というようにことは並べて書いて、政治分野を筆頭に置いております。まず、政治分野における女性の参画拡大の意義について書いておりますけれども、政府の取組として、各政党への実質的なポジティブ・アクションの導入に向けた検討を要請する。これは今までもやられていたことですが、引き続き行うということです。それに加えて、各政党における自主的な取組の検討が進められるよう、参考となる情報の調査・提供が必要であるという事です。

司法分野についても、骨子の段階では中身をお示しできなかったのですが、検察官については、継続就業のための環境整備に引き続き配慮する取組。裁判官についても、同様の取組を引き続き行うように期待する。司法修習生についても、修習環境の整備を行っていくことを期待するという記述にしております。

行政分野については、政府の取組ということでもありますので、国家公務員の女性登用の拡大につながるよう、広報の拡充やキャリア形成、柔軟な人事管理の実施、女性地方公務員の人材育成でありますとか、地方での女性活躍情報の「見える化」の拡充を図っていくというようにしております。

さらに、女性活躍情報の「見える化」の徹底、ここは目玉になる部分だと思いますけれども、女活法に基づいて、女性活躍情報の「見える化」を徹底すべきである。また、女性活躍推進法の施行状況を踏まえ、3年後見直しに向けた検討も着実に進める必要がある。このあたりは白河先生からも御意見いただきましたけれども、「特に、労働時間の状況など」ということを加えまして、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表される方策を検討すべきである。また、企業における女性活躍を初めとしたダイバーシティ経営の推進とともに、ESG投資など資本市場にける女性活躍情報の「見える化」の仕組みをつくっていった、徹底していくことが大事ということを書いております。

それから、企業における参画拡大に資する環境整備ですが、これは、女性リーダーの育成ということは今までもやってきましたけれども、これから組織トップにその女性リーダーをふやしていくという取組を広く進めるとともに、組織トップの女性活躍へのコミットメントを拡大していく必要があるとしております。

次ですけれども、以前の骨子の段階では「理工系分野」と書いていたのですが、辻村先生あるいは室伏先生からも中身について御意見をいただきましたが、「理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性活躍」とタイトルを変えてございます。

まず、室伏先生から御指摘がありましたように、理工系を初めとする女性参画拡大の動きを加速させるためには、職業の幅広さでありますとか、渡辺先生からも御意見をいただきましたけれども、ロールモデルの提示といった女生徒の理工系選択にかかわる取組の充実、裾野部分を広げていくといった取組を進めるべきであると。また、企業が求める人材

と学生の専攻分野のミスマッチを解消して、産業界での女性活躍を促進するために、ウェブシステムでマッチングができるようなやり方のシステムを構築しておりますけれども、その利活用の促進を図っていくべきということです。

それから、研究環境のダイバーシティ実現に向けて、両立支援でありますとか、リーダーの育成ですね。こちらはトップの部分ですけれども、そういったものも同時に進めていく必要があるということです。

次は女性の起業に対する支援でございますけれども、経産省さんから説明がありましたとおり、起業を支援するためのネットワークが全国に形成されておりますので、そのニーズに応じた細やかな支援を行うということ、それから、創業時だけではなくて事業継続時にもその支援が得られるような環境整備、あわせて、女性起業家支援を効果的に行うための拠点として、これは小山内委員からも御指摘がありましたけれども、男女共同参画センターがネットワークと連携して支援を行うべきであると盛り込んでおります。

次に、その地域における女性活躍の取組ですけれども、これも末松委員ですとか小山内委員から御意見をいただいたところですが、女活の交付金の充実でありますとか、地域の実情に応じた効果的な活用を促進すべきであるというようにしております。さらに、今後人口減少ですとか高齢化が進展する中で、自治会ですとか町内会等、地域に根差した組織における女性活躍というのも推進が望まれているということでございます。

その後は農山漁村ですね。次世代のリーダーとなり得る農業者の育成でありますとか、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性活躍推進、そして、スポーツ分野については、オリンピックの開催も見据えた形でアスリートの育成です。それから、ジュニア期の女性アスリートが幅広く健康にスポーツを行えるような取組を実施すべきであると書いてございます。

その後ですけれども、職種・分野ごととして、これまで女性がなかなか参画しにくかった分野といたしまして、警察や自衛官などの治安、安全保障等の分野にかかわる女性活躍です。それから、消防吏員等の活躍についても触れております。

さらに、国際的な取組としまして、WAW!でありますとか、そういった国際社会に向けた交流事業でありますとか、機運の醸成を図るとともに、他国との友好・信頼関係の深化を図っていき、あるいは、国連の職員における女性の活躍、最近進んでおりますけれども、さらに力を入れていくということ。それから、これは農水省から出てきているものなのですけれども、中南米との農業・食産業における連携・交流ということを強化していくべきであると記しております。

大きな柱の 安全・安心な暮らしの実現です。これは先ほど暴力の部分については既に御説明がありましたので割愛させていただきたいと思いますが、室伏先生から 中の 1.2.3.のバランスということで御指摘をいただきました。確かに分量的に、暴力の専門調査会でもずっと議論をされた結果ということで1.が非常に充実しているということもありますし、実は、これは構成を去年から見直しております、去年は1.と2.しかなく

て、2.の中で今で言う3.の健康が入っていて、かつ、若干去年に比べて簡潔な書きぶりになっているというのも、いろいろな要因があって、こういうアンバランスが生じてしまっているということがあります。健康は重要ですので、ことしは3.を独自に立てているという構成で、去年の重点取組事項と構成が若干変わっているということもあり、このようなことになっているということでもございます。これを受けた各省の取組が、今度、政府で決定をされますので、その際には各省からこれを受けた施策がもっとたくさん並んでくるということになるかと思えます。今の段階では大変申し訳ないのですけれども、このような書きぶりになっているということでもございます。

1.は割愛させていただきまして、6ページの2.から御説明させていただきますと、まず、ひとり親家庭の支援ということでございまして、こちらがまず平成27年の末に子どもの貧困対策会議で決定されました「すくすくサポート・プロジェクト」というもののうちの「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に実施していくとともに、養育費の支払いの適正な履行を確保するために、今、法制審のほうで議論されておりますけれども、その議論も踏まえまして、民事執行法の見直しについて引き続き議論する。そして、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるように取組を加速させるべきであると記しております。

それから、女性の健康支援の強化についても種部先生からも御指摘をいただきましたけれども、婦人科検診でありますとか、不妊治療でありますとか、そういったところの支援も必要でありまして、ここでは包括的な書きぶりで「女性の健康を生涯にわたり包括的に支援する具体的な施策を進めるべきである」と記しております。

大きな柱の としまして、全ての女性活躍のための基盤整備というものを設けさせていただいております。これは今でも取組が進んでおりますけれども、待機児童の解消でありますとか「介護離職ゼロ」に向けた施策の推進を積極的に図るでありますとか、それから、女性が働きやすい制度についての整備ということが盛り込まれております。

1.のところですけれども、引き続き保育士の処遇改善や受け皿の確保、そして、幼児教育、保育、子育て支援の「量的拡充」そして「質の向上」ということ、これは今までも積極的に進めてまいりましたけれども、今後も加速していく。そして、高齢化社会の到来を踏まえた「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備を早急に進める。さらに、家事、子育て、介護の支援の充実を図っていくべきである。

2.ですけれども、こちらが制度の整備ということで、働きやすい制度、これは例えば税制、社会保障制度等を指すのですけれども、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることがないような制度を整備していくべきであるということ。

そして、先ほど説明がありましたけれども、旧姓使用、旧姓の通称としての使用の拡大ということで、引き続きマイナンバーカードの旧姓併記を進めるとともに、前回辻村先生からも御質問にもありましたが、既に一部認められている旅券の旧姓併記の拡大に向けた

検討、銀行口座の開設等での旧姓使用がしやすくなるような働きかけを行うべきであるということです。

その次のジェンダー統計については事務的な調整がついておりませんで文言をお示しできておりませんが、何らかの形で盛り込みたいと思っております。

次が防災・復興の取組の推進、これは4次計画上も基盤整備の部分に入っているものですから、ここに置かせていただいておりますけれども、防災・復興での女性参画の拡大、そして、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の活用、リーダー育成、それから、保育・介護環境の早期再開、男女別統計の整備等々の取組を行っていくべきであるということです。それから、復興に向けた男女共同参画の視点の必要性を国民に理解していただくというような啓発的な取組を進めていくということでもあります。

最後に、横田委員からも御指摘がありましたけれども、女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直しという部分につきましては、国の表彰等において適切に評価されるよう、関連する大臣表彰の見直しを行うべきであるという記述をさせていただいております。

以上になります。

佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の重点取組事項案について御意見を伺うのですけれども、きょうは多分、最後になる。そうなるようにしたいので、全員に御意見を伺いたいと思います。順番に、きょう私も入ると10人です。1人3分で30分なのです。まず一通り御意見を伺って、その後は手挙げ方式で、言い残したことがある、3分では言えなかったという人は次にとってありますので、2巡目があるという前提で全員に御意見を伺えればと思います。

それと、別紙2の前文のところにありますけれども、何度も何度も御説明させていただいておりますが、基本計画の成果目標を着実に達成する。これはそうですね。基本的にはその3つの視点があります。これは大臣ペーパーで出てきたものですが、それを踏まえて、来年度の予算等に反映するというので、そういう意味で、この期間に重点的にやるということで、ここに載っていないのが大事ではないという意味ではなくて、来年度の予算要求ということで、そういうことでまとめさせていただいておりますので、その辺、御了解いただければと思います。

もう一つ、御意見を伺うときに取組事項案の感想、よくできていますでもいいのですが、ここをちょっとこう直したほうがいいのかということ、できれば具体的に御意見を伺えるとありがたいと思います。時間もちょっとないので、そのとおりやれるかどうかはまた調整がありますけれども、修正等について具体的に御意見を伺えるといいなと思います。

それでは、順に伺いますが、辻村議員は御予定がありますので、最初に。その後、小山内委員から回るようにしたいと思います。

では、最初をお願いいたします。

辻村議員 御高配ありがとうございます。

1点、表記上の問題でけさ方メールを送らせていただきましたけれども、「見える化」という言葉が、2ページの下にも1カ所ありますが、5カ所くらい出てきます。1ページの一番下にもあります。特に3ページの下の方に「見える化」というのが、括弧がついているところとついていないところがあるのですけれども、「見える化」というのは何となくわかりにくいので、全部括弧をつけましょうということです。

もう少し本質的なところでは、7ページに女性活躍の視点に立った制度等の整備というところがございます。これは基本計画の第9分野で結構詳しく書いてあるところなのですが、ここを読みますとわずかに3行で、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくべきであるだけなのです。女性の活躍の視点に立った制度を整備すると言われても、制度と言われてもいろいろなことがありますから、もうちょっと具体的にしたほうがいいと思います。基本計画では税制、社会保障制度、家族に関する法制度等の検討というところまで書いてあるのです。そうしますと、例えば選択的夫婦別氏制度の導入なども一応制度になりますから、基本計画と同じなので別に問題はないと思いますから、ここに少し書き入れていただければ、これ以前にも発言したのですが、通称使用の拡大ともつながってくると思うのです。結局家族制度のこととか配偶者控除なども全部やらないで、それで政府としては通称使用の拡大だけやるのかととられても困ると思いますので、計画の文言に沿って、税制、社会保障制度、家族に関する制度の検討等ぐらいは入れてもいいのではないかと考えています。

以上です。

南参事官 ありがとうございます。

佐藤会長 では、小山内委員から順に二、三分ずつで、2巡目がありますので、よろしくお願いします。

小山内委員 そうしましたら、私から3点ございます。

まず1点目は、女性活躍推進に向けて全体的なことなのですが、ぜひ男女共同参画センターとの連携及び活用をお願いしたいと思っています。女性の起業に対する支援の強化のところでは、しっかりと明記していただいて、ありがとうございます。あとは、このライフイベントに対応したという部分にも加えていただきたいと思います。というのは、結婚、出産、子育て等のライフイベントに女性は左右される部分が大きいです。そういう中で、女性への復帰や再就職のための学び直し支援とか、地域女性リーダーの人材育成においては情報とか講座、相談事業などの総合支援機能を持っている男女共同参画センターが継続的に支援していくことができる部分だと思っておりますので、ぜひそういった部分を盛り込んでいただきたいと思っています。

2点目は、男性が家事・育児等を行う意義の理解促進のところなのですが、私はまずは男性の配偶者の出産直後の休暇取得、これをぜひもう少し強化して取り組んでいただきたいと思っています。といいますのは、ここは成果目標が、国の第4次では32年までに80%という成果目標を立てているのですが、実は青森のある事務組合では、既に26年で82.6%、

33年までに100%を目指しているというように女性活躍推進の事業主行動計画に明記してあります。取得日数も26年が3.63日、これも4日に引き上げたいと掲げております。なので、この80%という数字をもう少し高く、その業種にもよるかとは思いますが、高く掲げて、まずここから男性の意識改革を強化していただきたいと思っております。

3点目ですが、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の推進の部分でございます。日本はまだまだ性別役割分業意識が根強くて、東日本大震災の被災地では、女性がみずから本音を言おうとしないということが少なくありませんでした。昨年熊本地震におきましても、女性が意見を言おうとしない傾向が見られましたが、男女共同参画局が25年に作成いたしました男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針があったことで、早期から男女共同参画センターが積極的に活動することができました。こういった流れを恒久的なものにするためにも、社会全体の合意形成の中で、女性を初めとする多様な生活者の意見を後押しする抜本的な改革を今後も強化していただきたいと思っております。人材育成を初め、平時における継続的な取組を推進していただきたいと思っております。それによって、第3回国連防災世界会議で採択されました災害リスク削減というところにもつながっていくと思っておりますので、今後、継続をお願いしたいと思っております。

佐藤会長 白河委員、お願いします。

白河委員 ありがとうございます。

3点あります。具体的なところから言うと、3ページ目の男性が家事・育児等を行う等の意義の理解促進ですね。ここの男性産休のところなのですが、これは総理も言及されていたので（男性産休）とか、この休暇取得のところにはわかりやすい言葉を入れてもいいのかと思いました。それから、その前に「また、男性の配偶者の出産直後の休暇取得」の前に「男女ともに育児をスタートアップするための移行期間としての男性の配偶者の出産直後の休暇取得」という感じで入れていただけたらいいなと思っております。なぜかという、非常に短い期間の休暇で、病院に行っている間に終わってしまうみたいなものがすごく多いので、フランスは14日間とることをほとんど7割の人がやっていますので、このぐらいないと一緒に育児をするという感じにならないのです。ですから、期間などもあるので、そういう意義として、こういうことを入れたらいいのかなと思いました。

それから、3ページ目の下の女性活躍情報の「見える化」の徹底等のところに、しつこいのですが、「労働時間の状況など」とせっかく入れていただいたので、労働時間の状況の中に「労働時間及び労働時間に関する労使協定の状況など」とかを入れていただけるとすごくうれしいなと思いました。

それから、この最初の働き方改革のところの2ページのテレワークのところなのですが、リモートワークに代わって多様な働き方の中にテレワークが埋没しているような感じがして、そうすると、テレワークは相変わらず介護や育児がある人のためだけのものだ的な取組になってしまう。これは女性活躍に対してだからしょうがないのかなと思うのですが、今、テレワークというのは、どちらかというと、生産性向上やダイバ

ーシティ促進とか、男女ともライフイベントの状況ももちろんありますけれども、独身だからといってテレワークを使わないとか、そういうわけではないような取組が進んでいるところはすごく進んでいるのです。その辺は佐藤先生、どうでしょう。ダイバーシティとか生産性向上とか、そういうことのためにもテレワークは必要である的なことが、ここに入るのが適切かどうかわからないのですが、何かそういったものも、本当に育児や介護がある人のためのテレワークということで、せっかく制度があっても全然使っていない会社がたくさんあります。なので、それを誤解させるようなものではなく、逆に男性の独身の人なども、無制限テレワークを今、入れているところも結構ありますので、みんなが使うテレワークで、それはいいことがいっぱいあるのだよというようなところの中にライフイベントとの両立というものもあるのかなと思っていますので、そういったようなところを、佐藤先生のお知恵でどこかににおわせていただけたらいいなと思いました。

以上です。

佐藤会長 それは後であれですが、多分ライフイベントと書いてしまうと、結婚だ、出産だ、介護みたいになってしまうので、リカレントみたいなこととか、そこはライフイベントと言ってしまうと狭くなってしまうのかもしれないので、ちょっと考えます。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 1点目は、冒頭のところの記述において、前回の意見を御配慮いただき大変ありがとうございます。この「施行後1年あまりが経過し、女性活躍は大きなうねりになっている」という文章は、とてもいい文章だと私は思います。これは第三者的に事象を描写しているわけですが、うねりをもっと大きくせよと言いたいわけでありますので、その次の文章の「今後も」というのはむしろないほうが、すっきり読めるのではないかと思います。「今後も」というのがどの言葉にかかっているのかわからないのですけれども、せっかく新たな段階に入ったということであれば、今までとは同じではなくという意味で、「今後も」という言葉はないほうがいいのではないかと思います。これはもちろん会長に御一任いたします。

2点目は、先ほどかぎ括弧を「見える化」につけるというお話がありましたが、まさに「見える化」という言葉は、単なる情報開示ではない。要するに、見えればそれでよいということではなくて、課題がどこにあるかをわかってもらって、現場が自主的に取り組んでいくようにしていくということを含めてこの「見える化」という言葉を使っていると私は理解しております。今後、議論が男女共同参画会議やすべての女性が輝く社会づくり本部など上の段階に進む中で、そういう認識を共有していただければと思います。

3点目は、非常に細かなことですが、4ページの女性の起業のところ。「ネットワークを全国に形成し」というのは、経産省が進めているネットワーク構築事業などのことを指しているのだと思いますけれども、最後のところに「男女共同参画センターがネットワークと連携して」とあります。ネットワークと連携するという言葉が普通に使われているのであれば特に異論はありませんが、インタangibleなものであるネットワークと連携

するというのは何となく違和感があります。例えば「ネットワークを活用して」という言葉が適切かわかりませんが、男女共同参画センターの方が見てわかるような表現のほうがいいのではないかと思います。

最後、4点目は、まさに辻村先生もおっしゃった7ページの制度等の見直しところです。ここは税制や社会保障制度を指すという御説明でしたけれども、その直後にある通称使用の拡大はもちろんのこと、液体ミルクについて述べられていることなどと比べて、極めて抽象性が高い。ほかとのバランスで非常に抽象性が高いことに加えて、このペーパーは来年度予算等に反映していただきたいというものであるはずのところ、来年度に一体何に重点的に取組めと言っているのかが、このままだと多分わからない。辻村先生のおっしゃった夫婦別氏制度もあるかもしれませんが、例えば短時間労働者の被用者保険適用拡大をきちんと検証するだとか、企業が配偶者手当の制度を今変えてきていますので、その状況をきちんと見ていくだとか、政府内で合意できる具体的事項を記述すべきです。要するに、来年これに取り組むべきというものがないと、重点取組事項という意味合いからして問題です。ここは抽象性が高過ぎると思います。

佐藤会長 制度の改革は皆さんあるにしても、とりあえず、まず優先順位をつけてこれからやる。全部やってもらえばいいわけですがけれども、今回は来年度なので、確かにその辺はね。

次、お願いいたします。

種部委員 私も3点あります。まず7ページ、女性の健康は薄くて、液体ミルクに対してこれは余りに抽象的過ぎて、来年度、包括的に具体的に何をやるのかが一切見えてこないで、何か必要だと思うのです。意見を事前にメールでも送ったのですが、こういう全部の流れを通して見たときにしかできないのが、前の会議のときも申し上げましたけれども、女性活躍と女性の健康をパッケージにするというときに、ESG投資ですとか、なでしこ銘柄とかダイバーシティ100選とか、そういうものをやるときに「見える化」の指標の中に、その企業の中で女性の健康に対する投資をどれだけやっているのか、例えば、新入社員に対して啓発をしてライフプランと一緒にキャリアプランを立てるとか、がん検診など女性に対する検診をちゃんとやっているのかとか、それを投資する人たちに「見える化」するということは、ここでしか書けないかなと思います。この7ページの3.のところという話ではなくて、恐らく大きな柱の 3.の活躍のほうと絡めた形でどこかに書けないものかと思っています。ぜひ「見える化」の中に入れてほしいというのが1点です。

もう一つは、この7ページの今の具体的なことですけれども、3.の生涯を通じた女性の健康のところの1行目に、女性の健康増進に向けた取組「女性が活躍する上で、その健康は重要であり」とあり、その後になぜか「男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ」と。これは男性に対するエクスキューズなのか、そうではないものを含めるのか、はっきりわからないのですが、男性に対するエクスキューズだったら逆にそんな中途半端なことをしないで、女性に特化して具体的に来年何をするのかと書いていた

だいたほうがいいような気がします。

逆に、ダイバーシティをやるときに、最近LGBTのことがあって、男女ともにですけれども、男性でも女性でも性差に関係なく健康も活躍も推進されるべきだというのがこの根底にあると私は思うのですが、入れる場所がどこにもないのです。男性の意識改革とか女性活躍とか女性健康とかとあるのですけれども、そうではなくて、性差関係なく、性別にかかわらずという部分がどこにも入れるところになかったので、むしろそれをこの男女が互いの性差とか男女の性別にかかわらずという形で入れるのであれば、書きぶりにどこかに入れていただくといいかなと思いました。

3点目は、3ページ目、白河委員がおっしゃったことは私もずっと思っていることでして、男性が産休を取得したという数字だけで終わって、産休をとった率が高いということがゴールではないと私も思っています、これは育児へのスタートということです。私の分野で言いますと、女性医師が離職する一番大きな理由は、パートナーが男性医師だった場合に、お互いが手術中に、例えば子供が熱を出して保育園にお迎えに来いと言うことになったら、俺は手術をやめられないからおまえが手術をやめろみたいな、そういう意識がまだまだあります。それが仕事を離職せざるを得ない理由になっている人が非常に多いということで、積極的に育児に参加する男性をふやすということよりも女性に仕事をやめさせないで継続させるような支援というもののために、まず、産休をとって育児をスタートさせて、その後も継続するという意義が読み取れなかったので、そこをぜひ、そのためだということを書いていただくといいと思います。白河委員と同じ意見です。

佐藤会長 堀江委員、お願いします。

堀江委員 ありがとうございます。

私からも3点ございます。

まず、2ページ目のライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進のところですが、今回、育児休業の円滑な取得や職場復帰による継続就業というところを入れていただきまして、ありがとうございます。こちらに加えまして、若年層だったりとか継続的の予防というところをぜひ入れていただければと思っています。やはり、以前からお話をさせていただいているように、子供を育てる前の時点から離職を考えてしまったりというところが多いですので、具体的なところで言うと「子育てでの離職を予防するような支援策を若年層から継続的に実施する」などと加えていただくと、効果的なものにつながっていくかと思っています。

また、2.の男性の暮らし方、そして、意識の改革のところですが、こちらに関しましても、男性に関しても若年層からの意識改革というものが必要なと思っています。子供が生まれてから意識を変えていくだけでは不足かなと思っています。弊社でも男子学生に対して実施をすると、学生の時点からこの子育ての問題はとても重要なことであるということで、いろいろと行動を始めたりですとか、今、彼女だったりパートナーと結婚のこととか子供のこととかをちゃんと考え始めましたというようなことを言い始めた

りというところですので、結婚、出産とか、そういった前からやっていくことが必要かと思っております。

また、4ページのところですけれども、女性の起業に対する支援の強化というところでございますが、こちらは、私自身も起業家ですので支援をいただいた経験もありますし、私自身もいろいろな行政のところで支援をさせていただくところがあるのですけれども、この支援するためのネットワークというところをもう少し具体的に書いていくといいかなと思いました。男女共同参画センターでは、起業というところではなかなか専門のスタッフなどがいらっしゃらないところかと思っておりますので、メンターというようなところで、今まで起業を経験した人たちとの連携だったりとかメンターというところを、積極的にそういった起業家を育成する団体とネットワークをとっていかなければ、本当にやって終わりというか、やっているだけというような講座がたくさんあるということ結構見せていただいているので、すごくもったいないと思っております。起業家を育成するためのプロフェSSIONALの方にお任せをするだったりとか、ネットワークをつなげるということはすごく重要なことかなと思っております。

プラス、先ほどありましたけれども、女性の健康というところに関しましては3.の部分で書いているところかと思っておりますが、おっしゃっていただいたように、企業の中での女性の健康というところは、数値化とかといったところがすごく重要かと思っておりますので、ぜひこちらを加えていただければと思っております。

以上になります。

佐藤会長 室伏議員、お願いします。

室伏議員 ありがとうございます。

今、皆様の御意見に出てこなかったことを申し上げたいと思います。1つは、3ページ目の一番下の女性活躍情報の「見える化」の徹底ということなのですが、これは極めて重要なことですので、3.のあらゆる分野における云々のところで、政治、司法、行政などといった中に埋没させずに、例えばこの3.の中に入れるのでしたら、一番初めに持ってくるか、あるいは別立てにするのがよろしいのではないかと思います。御検討いただければと思います。

それから、先ほど申し上げたアンバランスの件なのですが、これからさまざまな省庁から施策が出てくるとは思うのですけれども、書いておいていただきたいと思いますのが、6ページのひとり親家庭等への支援のところなのです。ひとり親家庭で非常に貧困が問題になっているのは、若い女性の貧困ということとかなり関係があると思っております。女性たちが若いころに非常に貧困に陥って、それが連鎖となって、さまざまな面で問題が起こっていますので、そういったことも、この中に書き込んでいただくとよろしいのではないかと思います。

もう一つ、最後なのですが、健康支援についてですが、先ほどから御意見がありましたように、女性と男性の医療面での治療の方法などはかなり違うということが最近よくわか

ってまいりまして、今までのような男性主体の治療ではなくて、本当に一般的な疾患においても女性に特化した治療が必要になってきていますので、そういったことも、せっかく厚生労働大臣がこの中の取組についてお考えいただく中に入っていますので、その辺のこともお考えいただくと、疾患の予防とか、そういった点からもよいのではないかと、国の医療経済にも役に立つと思います。そういったこともちょっと書き込んでいただいただけで違うかと思えます。御検討をお願いいたします。

佐藤会長 横田委員、お願いします。

横田委員 大体言っていたのですが、まず2ページ目の先ほどのライフイベントの件です。白河先生がテレワークは全体的な柔軟な働き方のためとおっしゃっていたのは大賛成なのです。ただ、介護ワードも一応入れておいたほうがいいのかと。ライフイベントの中に入っているという御理解は皆さんされていると思いますが、介護という文言がぼこっと抜けているので、明記したほうがいいのかと思えます。

次に起業のところですか。4ページです。書き方のところが昨年よりも簡潔になっている分、あえて入れるかわからないのですが、今、支援対象が事業継続が非常に大事なので、この書き方はありがたいのですけれども、去年は潜在層の啓蒙という点も入っていたので、そこがぼこっと抜けています。創業前後にするのがいいのか、創業前、創業後だけでなくなのか、そこをケアしていただければと思えます。

また最後の「男女共同参画センターが」となっている部分です。男女共同参画センターさんが女性の起業に積極的になっていただけるのは非常にありがたいところだと思いますし、ネットワークと連携するということ、非常に大事だとは思っているのですけれども、「が」というのがすごく強く感じます。女性の起業となったときに必ず男女共同参画センターがやるべきであるとも読み取れるような気がして、ちょっと強いかなと思ったのです。大事なものは、女性のニーズをきちんとわかってくださっている参画センターがかかわることも大事だし、経済のこともわかっている経産省とうまく連携することが大事だということだと思うので、そこはうまく処理をしていただきたいと思います。

ネットワークの活用なのですけれども、ネットワークの中身がすごく大事だと思っていて、昨年北海道に行ったときに、ネットワークの中の4割ぐらいは結構女性のことがわかっている女性の委員さんがかかわってくださっていたのですけれども、地域によっては、従来の経産省系の方ばかりが担っている部分もあったので、その連携は大事です。女性ならではの支援というところを、ぜひ実践的な支援も事業継続の支援とともにやっていただきたいと思います。

以上です。

佐藤会長 渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 私から3点申し上げたいと思えます。

1点目は、4ページ目の上にあります企業における女性の参画拡大ですが、ここが2行しか書いてありませんで、ここをもっと厚くするべきと思えます。といいますのは、社会

全体の雇用で一番大きいのは企業で、かつ、男女共同参画が最も困難なのが企業なので、ここをどう進めるかということを検討し進めないで社会全体は進まないということをもう少し認識しながら書くべきだと思います。

まず、タイトルですが、これは「環境整備だけしましょう」となっていますが、環境だけ整備すればどうにかなるものではないので、例えば「企業における女性の参画拡大推進とそれに資する環境整備」というように、女性参画拡大もしなければいけないということは書くべきだと思います。何をするのかというのが、この2行の中で、女性リーダーの育成と、それから、組織トップの女性活躍へのコミットメントの拡大の2点なのですが、これも読み方によっては、女性リーダーというのは、若いときに採用された人を育成してなるという、この終身雇用が前提とも読み取れるのです。今はもうそういう時代ではなくて、女性リーダーを外部から中途採用するとか、あるいは海外でグローバルビジネスを経験した人を採用するということもたくさん現実に日本の社会でも起こっているわけですから、育成だけではなくて、女性役員をふやすことあるいは中途採用も含めた形でふやしていくことを推進すべきであるということは書くべきだと思います。

もう一つ、先ほど「見える化」のことは皆さんおっしゃっていましたが、ここにおいても当然「見える化」はいろいろ推進されていますが、さらに「見える化」を強化して、進んでいる企業とおくれている企業が共有できるようなこともここでは入れていく必要があると思います。

2点目が、その下の理工系を初めとする科学技術・学術分野における女性活躍ですが、理工系だけでなく広くとれるというのはとてもよくなったと思います。最後のほうに、研究と生活の両立あるいは研究環境と書いてあって、研究だけに見えるのです。実は、学術というのは研究とともに教育がすごく大事です。研究するにおいても、人材育成をしながら研究をしていくということが、今、少し欠けているのではないかということが言われていますから、ここに研究だけではなくて教育あるいは人材育成という言葉を追加していただきたいと思います。

3点目は、既に皆さんからも出ているのですが、テレワークのことをもっと広く入れるべきで、なぜかというと通勤時間も含めた労働時間というものを考えたときには、このテレワークによって、実際、通勤時間も含めた労働時間を減少することができます。それは働き方改革あるいは長時間労働をなくすという一つの大きな施策になると思います。例えば先ほどライフイベントのところに入っているから限定的になってしまうというお話がありました。ワーク・ライフ・バランスの推進にもテレワークは有効であるというような書き方で入れていただきたいと思います。

以上です。

佐藤会長 どうもありがとうございました。

この後、もし事務局から確認したいことがあれば伺うようにしたいと思いますけれども、私が余り言うことで調整が大変になってしましますが、ちょっとだけ。

「見える化」の話なのですけれども、白河委員や鈴木委員が言われたように、例えば3ページの下のところの書き方で言うと女性活躍情報の「見える化」の徹底のところのずっと後を見ると、労働時間の状況など女性が活躍するために必要な情報なのね。この「見える化」で実態把握して情報公開をする、この「見える化」の情報は2種類あって、つまり、管理職の中に女性はどれくらいいますかみたいな情報と、もう一つは、これは男女にかかわるわけですけれども、労働時間がどうかとか、多様な勤務形態があるかどうか、そういう意味では、女性が活躍するために必要な基盤についての情報みたいな、多分両方ある。それはいろいろ書かれているので、私はそれをわかるようにしたほうがいいかと思っています。

個別の政策という意味ではなくて、1ページの のところ、あらゆる分野における女性の活躍の前文がありますね。今回は、女性の活躍の情報の「見える化」を徹底するとともに、その活用ということ、それは健康についても入れてという話だったのです。入れられるかどうかは別として、この女性活躍情報を少し、この中身が、つまり実態として女性は活躍しているけれども、狭義の管理職どれくらい、役員どのくらいという話と、女性の活躍に必要な基盤についての情報の両方あるのだということが多少わかるように書いておいてもいいのかなと。實際上、女性活躍推進法でも何で労働時間なんて公開するのという、そういう趣旨ですね。そうすると、白河委員が言ったような、やれるかどうかは別として、情報はどうなっていますかという、そういうことなので、つまり両方あるのだということがわかるようにしてもいいかなと。御検討いただければと思います。

あと、2ページのところの真ん中の、先ほど横田委員が言われたように、介護が落ちてしまっている、2ページのライフイベントのところの病気の治療と仕事の両立のあたり、ずっとヒアリングもやっている、このところに介護の両立も入れておいたらどうかということですね。

皆さんが言われたように、今回は男性の家事・育児参加、つまり、男性の生活のあり方を変えようということが大事だということですね。そのツールとして、男性の育休取得などがあるわけだね。なので、男性が育休をとればいいというわけではないのだね。育休取得というのは一つのツールで、その後カップルで子育てするとか、男性も家事をするとか、そのために一生懸命仕事の変えるということにつながるということが大事なので、そういう意味では、この2ページの下の方の男性の育休取得状況の「見える化」、つまり、それだけ出せばいいわけではなくて、大事なのは、そのことで男性の家事・育児へのかかわり方とか、生活が変わる。そのようなこともどこかで何のためにわかるような書き方をしておく、各省庁の取組の目的がわかりやすいかなと。ですから、そういうようなことを御検討いただければと思います。

一番最後、確認なのですが、8ページのところの顕彰のところだけれども、これは「大臣表彰等の見直し」ではないのね。大臣表彰だけ見直すという趣旨なの。

岡田総務課長 国がやっていますので、つながるために、まずは大臣表彰と。

佐藤会長 そういう意味なのね。まずはということね。わかりました。

もし委員の方にこういう趣旨ですかという確認があれば、大体おわかりであればいいですけれども、その辺はいいですか。

それでは、もうちょっと言いたいことがあるのだという方は手を挙げていただいて、それは手挙げ方式でいきたいと思います。でも、長くていいというわけではありません。そこも大体3分ぐらいでお願いします。

小山内委員 2ページのライフイベントのところなのですが、その下から2行目の「加えて」の後に、ここは男女共同参画の視点を持ってそういう支援をやると入れていただきたいと思うのです。というのは、この言葉があるなしでは、例えば経産省とか男女共同参画関係以外の省庁がこういった事業に取り組むと、どうしてもキャリアアップ支援のほうに力が入ってしまいます。そうしますと、女性が抱える大きな課題、ジェンダーの問題ですね。そこが薄くなってしまう可能性がありますので、ぜひここに「男女共同参画の視点を持って育児等で離職した」云々と加えていただきたいと思います。

それから、どなたかが最初の前文のところに、男女共同参画基本法の男女共同参画社会とはということで、誰もが自分の能力云々という、そういう部分が盛り込まれていないのではないかという御意見があったのですが、女性活躍推進法というのは手段でございますので、最終的なこのゴールというのは男女平等、男女共同参画社会の形成だと思っておりますので、その部分を一番最初の文言のところに、さらっとでもいいですので入れていただくといいのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長 ほかにはいかがですか。

白河委員、お願いします。

白河委員 佐藤先生が先ほど言ってくくださったことに加えて、逆に今働き方改革の波が来て、生産性向上のお手本はワーキングマザーの仕事の仕方みたいになっていて、女性活躍をするための環境というのは、男女ともに働きやすく活躍できる会社の環境整備であるみたいなのところにつながっていくので、女性を活躍させるだけでなく、それが全体に資するのだということの前文でどこかに入れていただけたら、男女共同参画を割とリードする生産性、働き方改革みたいなこともできるのではないかと思います。

それと「見える化」なのですけれども、「見える化」してわかりやすくというのは本当に重要なところで、例えば今回厚労省さんがブラック企業の社名公表をされたのですね。ニュースにはなったのですけれども、探したらどうしても探せなくて、検索ワードをこうやったら探せるよということがツイッターに出てくるぐらいだったのです。そういったものがいかにわかりやすくというか、まとまって公表されるのかは結構大事で、例えば女性活躍の男女共同参画のホームページのところに厚労省さんにこういう情報があるよとか、関係するようなものはリンクが飛ばせたりとかしたらすごくいいのではないかと思います。

佐藤会長 堀江委員、お願いします。

堀江委員 ありがとうございます。

白河先生の今のお話に通じるところでもあるのですけれども、3ページの女性活躍情報の「見える化」の徹底というところでございますが、こちらの「見える化」サイトを充実していくということとともに、広報活動というところが言葉としては抜けているかなと思っております。これを見てもらわなければ意味がないですし、これを活用してもらわなければ意味がないというところで、特に若年層の学生であったりとか、転職をするというときに、この「見える化」サイトを見たからこちらの会社に来ましたという状態のところまで持っていけないと、これがちゃんと施行しないといけないとはなっていないと思しますので、しっかりとした周知、そして、教育というところまで文言に加えていただければと思っております。

佐藤会長 種部委員、お願いします。

種部委員 6ページの女性に対する暴力のところ、専門調査会で言えばいいのかもしれないのですけれども、若年者を対象とした性的暴力の根絶のところ、JKビジネスとかアダルトビデオとか、比較的10代の若い世代に対する暴力の問題を昨年度調査されて、それに対して啓発をということのように読み取れるのですけれども、これを読み間違えてしまうと、JKビジネスとかそういう問題があるので、若年層への教育という、前回文科省へのヒアリングのときもそうだったのですが、中学生、高校生あたりへの啓発ととられかねないのではないかとちょっと思いました。例えば新学期に注意すべき性犯罪で最近多いのは、大学生の犯罪の中で、飲酒の機会がある4月に重点的に起こるものです。完全に飲酒とか薬物などを使ってブラックアウトした状態で性被害に遭っている。それはJKビジネスではないのです。この後半の部分「また、若年層への教育、学習の機会」と書いてあるところです。これはJKビジネスに関しての教育啓発ではなくて性暴力全般に対してということがわかるように書けないかと思いました。「また」の後に例えば「さまざまな性暴力に関して、若年層への教育」とか、JKとかアダルトビデオですとかリベンジとか、そちらだけではないということを入れていただきたいと思います。

佐藤会長 ここは向こうにお任せしたものをここに載せるということなので、お伝えしておいて、それはまた辻村議員と相談させてください。

ほかにはいかがですか。大体よろしいですか。

これから皆さんの御意見を踏まえて、事務局と私で調整させていただきますけれども、ここの政策は来年度の要求なのですが、前文とか、そういうところについては、それをどういう趣旨でやっていただくのかがわかるように書いたほうがいいところはあるのかなと幾つかありましたので、そこを少しわかるような形で直させていただければと思います。個別にはいろいろこういように直したらということ調整させていただければと思います。

今後の手順なのですけれども、これはタイムスケジュールがかなりタイトなので、済みませんが、どこまで皆さんの御意見を十分に盛り込めるか自信はないのですけれども、可能

な範囲を盛り込む形でまとめさせていただきたいと思いますので、これからのまとめ方は私にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、そういう形で取りまとめさせていただければと思います。

それでは、男女共同参画女性活躍の推進に向けた重点取組事項案については、今回の皆様の御意見を踏まえて、これからまとめさせていただいて、5月の下旬に開催が予定されています男女共同参画会議に私から報告するという形になります。

もう少し事務局から今後について御説明いただければと思います。

南参事官 ありがとうございました。

今、佐藤先生からお話がありましたとおり、これからいただいた意見を踏まえまして修文をさせていただきまして、会長と御相談しまして、委員の皆様には5月下旬の参画会議の前に御確認をいただきたいと思っております。またメール等で御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

佐藤会長 案はお送りさせていただいて、もしこれというものがあれば、一切その後言えませんという意味ではないので、あれば言ういただくのは歓迎ですので、まとめたものをお送りしますので、会議の前に見ていただければと思います。

では、これまで4回、熱心に御検討いただきまして、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。